

## 特定胚プロジェクト会合への意見書

勝木元也

本指針で最も重要な点は、最初に議論されましたように、本指針は、形式は届け出制ですが、内容は審査制、許可制として運用するという点です。しかも2重審査にするということが、何らかの形で明記されるべきであるという点です。

・機関の審査委員会の役割は、申請者を具体的に知っているということを前提に審査できる点ですから、申請者の属する機関に審査委員会を作らせるべきです。審査委員会がなければ、便宜的にほかの機関の委員会を使ってよいということになりますと、予想される文部科学省の上部の委員会と同様、申請者を具体的に知らない審査委員会が2度行われることになり、2重審査の意味がなくなります。機関審査委員会の役目は、例えば私と、同一機関に属する他の誰かが、まったく同じ申請書を提出した時に、私は現在実験をしていないし、信用がおけないので却下するが、他の申請者は、実施してよいという判定が下せるところに、その現場での判断の妥当性が生きてくるものと考えます。それが2重審査の本質である以上、申請者の属する機関には、審査委員会が存在することが前提条件でなくてはなりません。

・また、審査委員会の委員の構成要件が全くないのも問題です。委員の構成要件を明記すべきです。

これらについては是非議論をお願い致します。